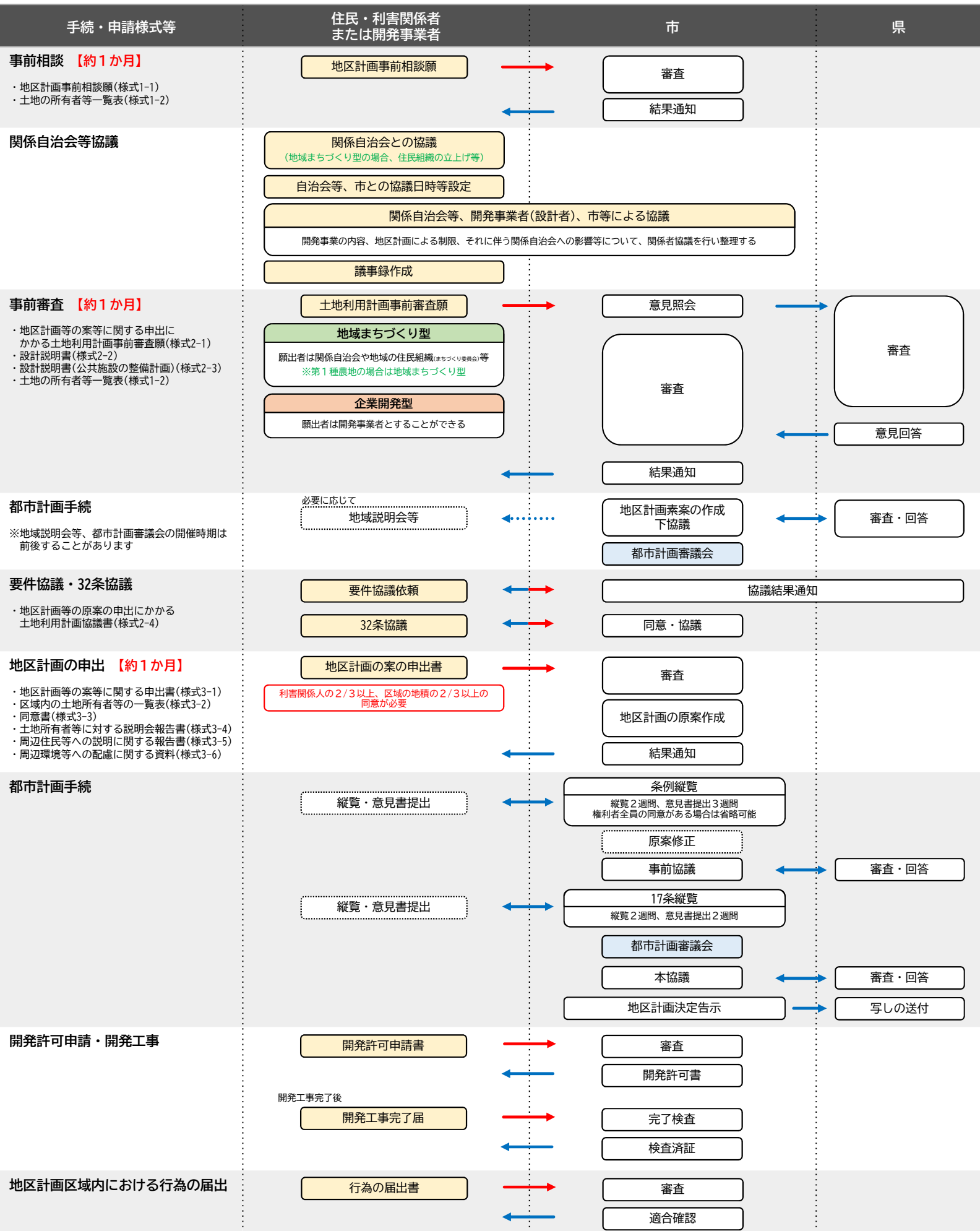


市街化調整区域における地区計画策定フロー



※都市計画決定、地区計画手続については、「都市計画決定等の手引き(案)」、「米原市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例」および「米原市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」に準ずる。
 ※その他の事項については、米原市都市計画課に確認すること。